

セーフティネット保証5号認定
令和6年12月1日以降の認定要件について

◎認定様式の変更

認定様式が変更になりました。12月1日以降申請される場合は、旧様式での申請が出来ませんのでご注意ください。新しい様式はホームページに掲載しています。

1.売上高減少要件

【通常】

様式第5-(イ)-① 指定業種に属する業種のみを営んでいる場合

最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。

様式第5-(イ)-② 指定業種と非指定業種を営んでいる場合

最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。

【創業者等】

様式第5-(イ)-③ 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合

最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高と比較して5%以上減少していること。

様式第5-(イ)-④ 指定業種と日指定業種を営んでいる場合

最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。

2.原油高要件

様式第5-(ロ)-① 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合

以下の要件を満たしていること。

(1) 最近1か月の売上減かのうち原油等の仕入れ額が20%以上を占めていること

(2) 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること

(3) 最近3か月の売上高に占める原油高等の仕入れ額の割合が前年同月と比較して上回っていること。

様式第 5-(ロ)-② 指定業種と非指定業種を営んでいる場合

最近 1 か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の 20%以上を占めており、かつ、以下の要件を満たしていること。

(1) 中小企業者全体と指定業種それぞれの最近 1 か月の売上原価のうち原油等の仕入れ額が 20%以上を占めていること。

(2) 指定事業の最近 1 か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して 20%以上上昇していること。

(3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期と比較して上回っていること。

3.利益率減少要件

為替相場の辺小津や人手不足と、個社ではどうにもできない外的要件による原材料費や人件費等の増加を受けて利益率の減少が生じている場合に適用。(単純な役員報酬の増加等は対象外になります)

利益率が減少していることの挙証資料として、試算表が必要です。

様式第 5-(ハ)-① 指定業種を営んでいる場合

最近 3 か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して 20%以上減少していること。

様式第 5-(ロ)-② 指定業種と非指定業種を営んでいる場合

最近 3 か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の 5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近 3 か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して 20%以上減少していること。

3 か月の月平均売上高営業利益率は (3 か月間の営業利益) / (3 か月間の売上高) で算出